

## 史料紹介・翻刻

# 十八・十九世紀の他国から会津・南山御蔵

みなみやまおくら

## 入領への縁組手続きに関わる史料

いりりょう

川口 洋

### はじめに

本稿では、福島県歴史資料館に保存されている福島県南会津郡南会津町の馬場家文書、檜枝岐村文書、および福島県大沼郡金山町教育委員会に保存されている大竹家文書のうち、十八・十九世紀に確認できる越後国、上野国、下野国から会津・南山御蔵入領への縁組手続きに関わる史料を紹介、翻刻する。

歴史地理学とその隣接分野では、婚姻を契機とする人口移動（婚姻移動）を村内婚、近隣婚、遠方婚に分けて検討してきた。村内婚は同じ集落の者同士の婚姻、近隣婚は徒歩で日帰りできる自村からおよそ四里以内の者との婚姻、遠方婚は日帰りできない自村から約四里以上離れた者との婚姻を示す。

村内婚、近隣婚、遠方婚では、婚姻の契機が異なる。三者のうち

### 十八・十九世紀の他国から会津・南山御蔵入領への縁組手続きに関わる史料

遠方婚は、年季奉公や出稼きといった労働移動を契機に成立する場合、仲人などの仲介によって成立する場合が想定できる。いずれの場合も、地域間交渉の活性化が遠方婚成立の必要条件となる。遠方婚の成立要因を解明するには、婚姻移動を地域特性と捉え、人口構造、生産活動、労働需要、末端消費、商品流通に関わる地域間交渉といった地域構成要素間の関係を読み解くことにより、研究対象地域に生じた地域変化を焙り出す歴史地理学の方法が有効とみられる。

筆者が研究対象地域とする陸奥国会津郡・大沼郡、および下野国塩谷郡の一部を含む南山御蔵入領の村々は、隔絶山村と位置づけられることが多い。自治体史の多くも、婚姻移動は村内婚と近隣婚に限られる、あるいは過去に遡るほど村内婚が大部分を占めたと説明する<sup>①</sup>。しかし、これまで検討してきたように、十九世紀初頭以降、越後国などから南山御蔵入領に縁付いた事例は少なくない（Kawaguchi, 1997, 川口、二〇〇五、二〇一五、二〇一八）。前稿では、陸奥国会津郡古町組鶴巢村の百姓が、仲人の仲介によって越後国蒲原郡・古志郡から女性を配偶者として受け入れた背景として、生産活動の活性化、女性労働需要の急激な拡大、末端消費の拡大、商品流通に関わる地域間交渉の活性化といった一連の地域変化を指摘することができた（川口、二〇一七）。

婚姻移動に関して自治体史などで誤認が生じた要因の一つとして、南山御蔵入領で作成された「宗門改人別家別書上帳」の移動に

関する記録に漏れが多い点があげられる。たとえば、鶴巢村の「宗門改人別家別書上帳」には、寛政二（一七九〇）年から安政六（一八五九）年までに二百件以上の婚姻が確認できるが、入婚者の出身地や出婚者の移動先が記録されている事例は僅かである。そのため、婚姻移動を復原するには、村に縁付いた嫁や贅を「宗門改人別家別書上帳」に登録する手続きに関わる史料、前年の宗門改が行われてから約一年間の人口動態を記録した「増減差引之覚」や「増減改」などを丹念に読み解く必要がある。

本稿で紹介・翻刻する馬場家文書と檜枝岐村文書については、福島県教育委員会と福島県文化センターから古文書目録が刊行されている（福島県教育委員会、一九八一、福島県文化センター、一九八四）。馬場家は、十八世紀末から幕末まで会津郡古町組鶴巢村の名主を世襲した。一方、檜枝岐村文書は、星家から檜枝岐村に寄贈された史料群である。星縫殿助家は、十六世紀末まで南山御蔵入領西部を治めた河原田家の家臣であり、遅くとも十六世紀初頭には檜枝岐村に土着して、十七世紀から幕末まで会津郡古町組檜枝岐村名主と檜枝岐口留番所番人を世襲した。大沼郡大塩組山入村鯉立の名主を世襲する大竹家は、鎌倉時代から十六世紀末まで南山御蔵入領西部を治めた山ノ内家の旧譜代を自称する家柄である。

#### 一 他国から南山御蔵入領への縁組手続き

他国から縁付いた嫁や贅を南山御蔵入領の村々の「宗門改人別家別書上帳」に登録する手続きは、次の手順で行われた。

① 配偶者の旦那寺から縁付き先の旦那寺または村役人などに寺送状（旦那寺送状）を送る。

② 配偶者が居住する村の肝煎、庄屋から縁付き先の村の名主に分限送状（村役人送状）を送る。

③ 他国から配偶者を迎える家が、村役人と連名で寺送状（旦那寺送状）と分限送状（村役人送状）を添えて、縁組願書を代官に提出する。

④ 御蔵入役所または田嶋陣屋から、代官所、触継名主を経て、遠隔地出身の配偶者を受け入れる村に送達される縁組差図書によって縁組が承認され、寺送状（旦那寺送状）と分限送状（村役人送状）が縁付き先の名主に返却される。

①から④の手続きに数カ月を要し、入婚者は移動した翌年の「宗門改人別家別書上帳」に登録される。

越後国蒲原郡下大浦村権右衛門の娘「ちよ」が、鶴巢村の熊治に嫁いだ場合には、天保二（一八三一）年三月四日に、権右衛門の旦那寺である蒲原郡大崎村西福寺から熊治の旦那寺である会津郡宮床村安照寺宛に史料三十四の寺送状（旦那寺送状）と下大浦村肝煎

から鶴巢村名主宛に史料三十五の分限送状（村役人送状）が書かれた。つぎに、天保二年八月に、熊治、五人組、鶴巢村の百姓代、組頭、名主の連名で代官宛に史料三十六の縁組願書が書かれ、最後に、天保二年九月二十八日付けの史料三十七によって、御蔵入役所から代官所、鶴巢村が所属する古町組の触次名主を経て、縁組が承認された。「ちよ」は、天保三（一八三二）年二月に作成された「天保三辰年 宗門改人別家別書上帳 鶴巢村」に熊治女房として登録されている。熊治と「ちよ」の縁組手続きが開始されてから、「宗門人別家別書上帳」の登録まで約一年を要した。

①の史料は、寺送<sup>り</sup>状（史料十八、二十八、三十、三十二、三十四、三十八）のほか、宗旨切証文（史料一、四、六）、切証文（史料二十五）、宗旨切手形（史料十六）、寺切手一札（史料三）、宗門送<sup>り</sup>状（史料十）と呼ばれている。一方、③の縁組願書で村役人は、①の史料を旦那寺送状（史料十九、二十一、二十二、二十三、二十四、三十六、三十九）、④の縁組差図書で南山御蔵入役所、田嶋陣屋は、①の史料を寺送状（史料二十）、寺送（史料二十七）と呼んでいる。本稿では、縁組差図書と縁組願書の呼び方に倣い、①の史料を寺送状（旦那寺送状）と総称したい。

宗旨切証文、切証文、宗旨切手形、寺切手一札には、南山御蔵入領に縁付く者の親と本人の名前、宗派を記し、本人が御法度の宗門ではなく自分の寺の檀家であることを保証して、縁組にともなって

寺檀関係を切るので、いずれの寺の檀家になっても構わないと、南山御蔵入領に縁付く者の旦那寺が宣言している。

一方、寺送<sup>り</sup>状、宗門送<sup>り</sup>状には、右の内容に加えて、遠隔地出身の配偶者を迎える村、配偶者を迎える本人と親の名前を記し、縁付き先の家の旦那寺の旦那に加えるよう、南山御蔵入領に縁付く者の旦那寺から縁付き先の家の旦那寺に依頼している。

②の史料は、送状（史料二十九、三十一、三十三、三十五）、宗旨送<sup>り</sup>（史料九）、分限送<sup>り</sup>（史料十三）、送一札（史料十四、十五）のほか、所請状（史料二、七）、手形（史料二十六）と呼ばれている。一方、③の縁組願書で村役人は、②の史料を村役人送状（史料十九、二十一、二十二、二十三、二十四、三十六、三十九）、④の縁組差図書で田嶋陣屋は、②の史料を分限送状（史料二十）、御蔵入役所は、分限送<sup>り</sup>（史料二十七）と呼んでいる。本稿では、縁組差図書と縁組願書の呼び方に倣い、②の史料を分限送状（村役人送状）と総称したい。

分限送状（村役人送状）は、南山御蔵入領に縁付く者の親と本人の名前・年齢、仲人の居住地・名前、遠隔地出身の配偶者を迎える家の筆頭者と本人の名前を記し、縁付く者が御法度の宗門でないことを保証したうえで、出身地の宗門人別改帳から除外するので、縁付き先の村の宗門人別改帳に加えるよう、出身地の村の庄屋、肝煎から縁付き先の村の名主に依頼している。史料二、七のように、南

山御蔵入領に縁付く者が御法度の宗門でないことを保証する文言に替えて、本人の宗派、旦那寺、旦那寺の所在地を記した史料もある。

③の史料の表題は、すべて「乍恐以書付奉願上候」(史料十二、十九、二十一、二十二、二十三、二十四、三十六、三十九)であり、一般の願書と同じ様式である。遠隔地出身者との縁組の承認を代官、または田嶋御役所に願ひ出た願書であるため、縁組願書と呼びたい。

鶴巣村からの縁組願書(史料十九、二十一、二十二、二十三、二十四、三十六、三十九)は、遠隔地出身の配偶者を迎える家の持高・家族構成員の名前と年齢・本人の名前、南山御蔵入領に縁付く者の出身地・親と本人の名前、仲人の居住地・名前を記して、分限送状(村役人送状)と寺送状(旦那寺送状)を添え、遠隔地の婚約者が御法度の宗門の信者でないことを保証して、願人である遠隔地出身の配偶者を迎える家の筆頭者、五人組、百姓代、組頭、および名主の連名で、縁組の承認を代官に求めている。

鶴巣村と同じ古町組に所属する檜枝岐村からの縁組願書(史料十二)の書式は、若干異なる。すなわち、南山御蔵入領に縁付く者の出身地・親と本人の名前、年齢、遠隔地から配偶者を迎える家の筆頭者の名前、仲人の居住地・名前を記し、配偶者の分限送状を受け取った事実を示し、願人である遠隔地出身の配偶者を迎える家の筆頭者、五人組、百姓代、組頭、および名主の連名で、分限引き入れの承認を田嶋御役所に求めている。鶴巣村からの願書は、文化七(一

八一〇)年から天保三(一八三二)年の期間に記され、檜枝岐村からの願書は嘉永五(一八五二)年付けであるため、書式の違いが村によるものか、作成時期によるものか、今後の史料調査を俟ちたい。

④で南山御蔵入役所、または田嶋陣屋から代官所を経て、触継名主に送達された史料は、③の縁組願書への返書である(史料八、十七、二十、二十七、三十七)。この史料は、先に翻刻・紹介した川嶋組関本村仮名主である渡部四郎右衛門が、「越国者引入方一巻帳」に書き留めた「縁組御差図書」と同内容である。「縁組御差図書」は、天保二(一八三一)年に四郎右衛門が越後国から引き入れた女性六人の縁組を承認することを御蔵入役所が、代官所を経て川嶋組の触継名主宛に伝達した御用状である(川口、二〇一八)。本稿では、④の史料を四郎右衛門に倣い縁組差図書と呼びたい。

縁組差図書は、遠隔地から配偶者を迎える者の名前と居住地、配偶者の出身地と親の名前を記し、縁組の内約束を聞き届け、縁組を承認することを伝達するよう、御蔵入役所または田嶋陣屋が、代官所を経て触継名主に命じている。その際、③の縁組願書に添付した寺送状(旦那寺送状)と分限送状(村役人送状)は、縁組願書を提出した村に返却される(史料二十、二十七)。そのため、史料十八、二十六をはじめ、遠隔地出身の配偶者を迎えた村の名主家が、寺送状(旦那寺送状)と分限送状(村役人送状)の本紙を保存している。

## 二 他国からの縁組手続きが確立した時期

翻刻史料のうち、前節で示した①から④の縁組手続きが確認できる最も古い史料は、文化七（一八一〇）年の鴛巢村における史料十八の寺送状（旦那寺送状）、史料十九の縁組願書下書、および史料二十の縁組差図書である。史料十八が封入されている福島県歴史資料館の馬場新家文書、二五七の資料整理用封筒には、「上 越国分限引入願書人 古町組鴛巢村」と表書きされた封紙が同封されている。この封紙は、史料十八の寺送状（旦那寺送状）、分限送状（村役人送状）、および縁組願書の本紙を代官所に送達して、史料二十に指示されている、寺送状（旦那寺送状）と村役人送状（村役人送状）を代官所から鴛巢村に返却したときに使われた可能性がある。「越国分限引入願書人」と表書きされているため、後述する文化二（一八〇五）年から始まった他邦者引入任役・会津郡黒谷組叶津村名主・長谷部忠右衛門による越後国からの分限引き入れが、強く意識されていたとみられる。すなわち、文化七年に越後国蒲原郡粟林村「つよ」が、鴛巢村傳助の女房として嫁いだ縁組は、分限（移住者）引き入れの一環として行われた人口移動であったのではなからうか。さらに、史料十九は縁組願書の下書きであるため、鴛巢村では、文化七年に初めて越後国の女性を配偶者として迎えた可能性も否定できない。

## 十八・十九世紀の他国から会津・南山御蔵入領への縁組手続きに関わる史料

一方、史料一「寛政八年三月廿二日、宗旨切證文之事」は、右の史料より十三年遡る越後国から南山御蔵入領への罶入りに関するものである。罶入りする久助の旦那寺である古志郡上塩村の花蔵院が、大沼郡山中村（山入村の枝村）の村役人に、縁組にともなう「寺替」を認めたので「宗帳」に請け入れるよう依頼している。「其御所御政事次第宗帳」御請可被成候」と記されているため、「宗帳」は、山中村の「宗門改人別家別書上帳」を示すとみられる。

十九世紀にも、配偶者の旦那寺から縁付き先の旦那寺に宛てた寺送状（旦那寺送状）のほかに、文政十三（一八三〇）年七月付の安善寺が宗門奉行所に宛てた史料四、天保二（一八三一）年六月付の長福寺が会津御預所御役所に宛てた史料六、慶應三（一八六七）年十月付の大圓寺が檜枝岐村の村役人に宛てた史料十六がある。いずれの史料も南山御蔵入領への縁組にともなう離檀を認める證文であり、縁付き先の村に「宗門改人別家別書上帳」への記入を依頼してはいない。史料一は、罶入りする者の旦那寺から縁付き先の村役人に「宗門改人別家別書上帳」への登録を依頼している点で、十九世紀の寺送状（旦那寺送状）と異なる。そのため、史料一と十九世紀に作成された寺送状（旦那寺送状）を比較すると、①から④の手続きが確立した時期は、寛政八（一七九八）年から文化七（一八一〇）年までの間であったとみられる。

会津藩田嶋陣屋は、文化元（一八〇四）年に移住者引き入れを建

議した会津郡黒谷組<sup>かろうづせ</sup>叶津村名主と叶津口留番所番人を兼帯する長谷部忠右衛門を「越国者引入斗ひ人」に任命した。翌年、忠右衛門は、越後国などから十七人を引き入れ、領内の村々に縁付かせた。

田嶋陣屋は、文化二（一八〇五）年に移住者を「宗門改人別家別書上帳」に登録するため、以下の手続きを整備した。まず、他邦者引入任役が移住者の寺送状と分限送状を受け取り、人物を吟味して、「引入願」を代官に提出する。つぎに、他邦者引入任役と移住者を配偶者として受け入れる家が、村役人と連名で縁組願書を代官に提出する。最後に、田嶋陣屋から代官所を経て、触継名主、または他邦者引入任役に宛てた縁組差函書によって縁組が承認され、「宗門改人別家別書上帳」に移住者が登録される（川口、二〇〇五）。前節①～④の縁組手続きは、右に示した移住者引き入れ手続きから、他邦者引入任役が作成した書類を除いた部分と酷似している。

鶴巣村で作成された史料十九、二十一、二十二、二十三、二十四、三十六、三十九の縁組願書に記される「〇〇義、無妻<sup>前</sup>御百姓差支候処」、「右奉願候通、早速縁組被仰付被下置候<sup>ハ</sup>、志軒之御百姓相續<sup>ニ</sup>罷成、難有仕合<sup>ニ</sup>可奉存候」という常套句も、長谷部忠右衛門の主張する移住者引き入れの目的を想起させる。忠右衛門は、天明飢饉のために増加した「極々至窮」の「無妻無息之族」が「百姓相続」できるよう、「民勢引直」を目的として移住者を引き入れたと代官宛の願書で繰り返し主張している。八十里越を挟んで南山御

蔵入領と隣接する村松藩が、十九世紀初頭から領外への他所稼ぎを禁止するなかで、越後国から多くの女性を円満に迎えるには、移住者引き入れに準じた厳密な手続きを整え、遠隔地から女性を配偶者として受け入れる尤もらしい理由を縁組願書に書き添える必要を田嶋陣屋と村がみとめたと理解したい。

他国から南山御蔵入領に縁付いた配偶者を「宗門改人別家別書上帳」に登録するための手続きは、他邦者引入任役が他国から引き入れた移住者の縁組手続きと酷似している。さらに、鶴巣村から代官に提出された縁組願書の文言は、他邦者引入任役の主張する移住者引き入れ目的の影響を受けているとみられる。そのため、文化二（一八〇五）年に田嶋陣屋が移住者の縁組手続きを整えた時に、先に示した①から④の縁組手続きも確立したと考えたい。

### 三 他国から南山御蔵入領へ縁付いた人々

他国から会津郡鶴巣村・白澤村・檜枝岐村・泥島村、大沼郡山入村・大岐村に縁付いた表1、2、3の二十四例のうち、三例が旦那入り、二十一例が嫁入りであり、女性の転入が大多数を占める。縁組の時期は、一七九〇～一八〇九年が一例、一八一〇～一八二九年が九例、一八三〇～一八四九年が八例、一八五〇～一八六九年が五例、年不詳が一例である。単年では、天保二（一八三一）年の五例が最

表1 陸奥国会津郡鶴巣村、白澤村への遠方婚

夫				妻				中人		移動年	文書番号**									
名前	年齢	居住地	持高	宗派	旦那寺	旦那寺の所在地	名前	年齢	居住地	宗派	旦那寺	旦那寺の所在地	名前	居住地	属性	(登録年)*	A	B	C	D
伝助	48	陸奥国会津郡 南山御藏入領 鶴巣村	6,846石	高田宗安照寺	陸奥国会津郡 南山御藏入領 宮床村	つよ	37	越後国蒲原郡 村上領 栗林村	浄土真宗 専修寺 兼町	越後国蒲原郡 村上領 兼町	商人	越後国蒲原郡 村上領 右土村	五左衛門 右土村	越後国蒲原郡 村上領 三条町	商人	文化7年 (文化8年)	史料18,	...	史料19, 史料20	
繁治	18	陸奥国会津郡 南山御藏入領 鶴巣村	3,771	真言宗不勤寺	陸奥国会津郡 南山御藏入領 片貝村	こと	14	越後国蒲原郡 村上領 柳藤村	...	...	...	...	文右衛門 村上領 三条町	陸奥国会津郡 南山御藏入領 鶴巣村	商人	文化10年 (文化11年)	...	...	史料21・22,	...
作治	23	陸奥国会津郡 南山御藏入領 鶴巣村	5,028	高田宗安照寺	陸奥国会津郡 南山御藏入領 宮床村	いつ	23	越後国蒲原郡 村上領 柳藤村	...	...	...	...	利右衛門 村上領 鶴巣村	陸奥国会津郡 南山御藏入領 鶴巣村	商	文化10年 (文化11年)	...	...	史料23・24,	...
弥惣治	...	陸奥国会津郡 南山御藏入領 鶴巣村	11,103	高田宗安照寺	陸奥国会津郡 南山御藏入領 宮床村	とめ	...	越後国蒲原郡 村上領 源沢村	...	常福寺	越後国蒲原郡 牛野尾村	...	...	...	...	文化11年 ...	史料25,	...	...	...
政七	18	陸奥国会津郡 南山御藏入領 鶴巣村	10,513	高田宗安照寺	陸奥国会津郡 南山御藏入領 宮床村	ねん	19	越後国蒲原郡 村上領 栗林村	...	...	...	...	五左衛門 村上領 右土村	越後国蒲原郡 村上領 三条町	...	文化11年 (文化12年)	...	史料26	...	史料27
新藏	...	陸奥国会津郡 南山御藏入領 鶴巣村	1,991	時宗照国寺	陸奥国会津郡 南山御藏入領 古町村	そよ	24	越後国蒲原郡 村上領 柳藤村	時宗	蓮光寺	...	...	文右衛門 村上領 三条町	越後国蒲原郡 村上領 三条町	...	文化12年 (文化14年)	史料28, 史料29,	...	...	...
孫四郎	38	陸奥国会津郡 南山御藏入領 鶴巣村	7,331	時宗照国寺	陸奥国会津郡 南山御藏入領 古町村	そわ	31	越後国蒲原郡 村上領 馬場村	真言宗 延命寺	越後国蒲原郡 村上領 下大浦村	...	...	定藏	陸奥国会津郡 南山御藏入領 山口村	...	文政9年 (文政10年)	史料30, 史料31,	...	...	...
倉治	30	陸奥国会津郡 南山御藏入領 鶴巣村	1,885	高田宗安照寺	陸奥国会津郡 南山御藏入領 宮床村	ふじ	15	越後国古志郡 長岡領 山原村	真言宗 妙国寺	越後国古志郡 長岡領 下塩村	...	...	富治	陸奥国会津郡 南山御藏入領 鶴巣村	...	文政10年 (文政11年)	史料32, 史料33,	...	...	...
熊治	22	陸奥国会津郡 南山御藏入領 鶴巣村	3,771	高田宗安照寺	陸奥国会津郡 南山御藏入領 宮床村	ちよ	19	越後国蒲原郡 村上領 下大浦村	浄土真宗 西福寺	越後国蒲原郡 高島領 大崎村	...	...	文四郎	陸奥国会津郡 南山御藏入領 鶴巣村	...	天保2年 (天保3年)	史料34, 史料35,	史料36,	史料37	
忠左衛門	...	陸奥国会津郡 南山御藏入領 白澤村	...	...	...	...	...	越後国古志郡 長岡領 熊谷村	...	...	...	...	...	...	...	天保2年 ...	...	...	...	史料37
伊八	40	陸奥国会津郡 南山御藏入領 鶴巣村	3,771	時宗照国寺	陸奥国会津郡 南山御藏入領 古町村	のや	26	越後国蒲原郡 村上領 西新淵村	高田宗 淨覚寺	越後国蒲原郡 村上領 足野元町	...	...	乙藏	越後国蒲原郡 村上領 足野元町	...	天保3年 (天保4年)	史料38,	...	史料39,	...

史料) 福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書

注1) \*登録年は、「宗門改入別家別書上帳」に縁組が登録された年次を示す。

注2) \*\*文書番号のうち、Aは寺送状(檀那寺送状)、Bは分限送状(村役人送状)、Cは縁組願書、Dは縁組差図書である。

十八・十九世紀の他国から会津・南山御藏入領への縁組手続りに関わる史料

表2 陸奥国会津郡檜枝岐村への遠方婚

夫		妻				仲人		移動年	史料番号**						
名前	年齢	居住地	名前	年齢	居住地	宗派	旦那寺	旦那寺の所在地	名前	居住地	移動年	A,	B,	C,	D
大兵衛	41	越後国三島郡 桑名領 間瀬村	新兵衛娘か	...	陸奥国会津郡 南山御藏入領 檜枝岐村	...	...	...	左内	陸奥国会津郡 南山御藏入領 檜枝岐村	嘉永5年	...	...	史料13,	...
三右衛門	...	陸奥国会津郡 南山御藏入領 檜枝岐村	ちゑ	26	上野国利根郡 尾林欽五郎知行地 土出村	...	...	...	里七	陸奥国会津郡 南山御藏入領 檜枝岐村	嘉永5年	...	...	史料13,	...
勇藏	...	上野国利根郡 尾林欽五郎知行地 土出村	伊右衛門娘か	...	陸奥国会津郡 南山御藏入領 檜枝岐村	...	...	...	佐和次	陸奥国会津郡 南山御藏入領 檜枝岐村	文久元年	...	史料14,	...	...
三右衛門	...	陸奥国会津郡 南山御藏入領 檜枝岐村	とせ	24	上野国利根郡 尾林欽五郎知行地 土出村	...	柳宗大圓寺	上野国利根郡 尾林欽五郎知行地 土出村	藤兵衛	陸奥国会津郡 南山御藏入領 大桃村	慶応3年	史料17,	史料15・16,	...	...
三之助	...	陸奥国会津郡 南山御藏入領 檜枝岐村	間五郎娘	...	越後国蒲原郡 村松領 見付町	...	...	...	...	...	年不明	...	...	...	史料18

史料) 福島県歴史資料館架蔵、檜枝岐村文書

注) \*\* 文書番号のうち、Aは寺送状(檀那寺送状)、Bは分限送状(村役人送状)、Cは縁組願書、Dは縁組差図書である。



表3 陸奥国大沼郡山入村、大岐村、会津郡泥島村への遠方婚

夫				妻				仲人		移動年	史料番号**						
名前	居住地	宗派	旦那寺	旦那寺の所在地	名前	年齢	居住地	宗派	旦那寺	旦那寺の所在地	名前	居住地	移動年	A	B	C	D
久助	越後国古志郡 長岡領 本所村	真言宗	花蔵院	越後国古志郡 長岡領 上塩村	勘右衛門殿か	...	陸奥国大沼郡 南山御蔵入領 山中村	...	...	...	...	...	寛政8年	史料1,	...	...	...
源次郎	陸奥国大沼郡 南山御蔵入領 山人村能立	...	...	...	なよ	30	越後国蒲原郡 新発田領 上駒林村	浄土宗	浄泉寺	越後国蒲原郡 幕領 下茶村	...	...	文政9年	史料3,	史料2,	...	...
...	...	...	...	...	ちか	...	越後国三島郡 長岡領下 長岡城下	禪宗	安善寺	越後国三島郡 長岡城下	...	...	文政13年	史料4,	...	...	...
徳次左衛門	陸奥国会津郡 南山御蔵入領 泥島村	...	...	...	山内武次左 衛門殿むち	...	越後国三島郡 長岡領下 長岡城下	...	...	...	大竹門/左衛 門・繁蔵	陸奥国会津郡 南山御蔵入領 山人村能立	天保2年	史料5,	...	...	...
不動寺	陸奥国大沼郡 南山御蔵入領 山人村	修験	...	...	とふ	25	越後国古志郡 長岡領 宮ヶ原村	東浄土真宗	長福寺	越後国郡 長岡領 福嶋村	...	...	天保2年	史料6,	史料7,	...	史料8
医師一節	陸奥国大沼郡 南山御蔵入領 山人村	...	...	...	仙右衛門殿	...	越後国蒲原郡 村松領 柳嶋村	...	...	...	...	...	天保2年	...	...	...	史料8
栄助	陸奥国大沼郡 南山御蔵入領 山人村能立	...	松前寺	陸奥国会津郡 南山御蔵入領 横田村	とよ	35	下野国塩谷郡 南山御蔵入領 上三依村	真言宗	瀧泉寺	下野国塩谷郡 南山御蔵入領 上三依村	彦左衛門	陸奥国会津郡 南山御蔵入領 田嶋町	天保10年	史料10,	史料9,	...	...
卯之次	陸奥国大沼郡 南山御蔵入領 大岐村	...	...	...	里そ	39	越後国 山九八兵衛 知行地 寿美曾村	...	...	...	佐兵衛	陸奥国会津郡 南山御蔵入領 小栗山村	安政6年	...	史料11,	...	...

史料) 福島県金山町教育委員会架蔵、大竹門三家人文書  
注) \*\* 文書番号のうち、Aは寺送状(檀那寺送状)、Bは分限送状(村役人送状)、Cは縁組願書、Dは縁組差図書である。

多であり、長谷部養助が引入任役への再任を願い出た天保二年七月付とみられる「乍恐以書附奉願上候」(福島県歴史資料館架蔵、長谷部家文書、一〇五一)の「…当年之義ハ、越国筋甚々諸色高直ニ付、御蔵入<sup>五</sup>縁付申度、追々大勢罷越候処」という觀察とも一致する。

他国から縁付いた配偶者の出身地は、越後国蒲原郡が十三例、古志郡が四例、三島郡が三例、上野国利根郡が三例、下野国塩谷郡が一例であり、越後国出身者が二十四例中二十例を占める。越後国と陸奥国の国境から遠い檜枝岐村を含む六カ村すべてが、越後国出身の配偶者を受け入れていた。

表1に示した鴉巢村への縁組十例のうち八例の女房の出身地が「宗門改人別家別書上帳」に記録されていない。政七女房だけが、「越国より縁付増シ」と注記されている。弥惣治女房については、寺送状(旦那寺送状)だけが保存されており、「宗門改人別家別書上帳」に弥惣治女房は記載されていない。他方、文政十一(一八二八)年の「宗門改人別家別書上帳」には、文左衛門女房に「越国引入増シ」と注記されているが、登録手続きに必要な史料は散逸している。したがって、表1の事例は、遠隔地から鴉巢村に縁付いた者の一部にすぎず、寺送状(旦那寺送状)、分限送状(村役人送状)、縁組願書、縁組差図書が全て保存されていれば、より多くの遠隔地出身の入婚者を確認できるとみられる。

鴉巢村で越後国出身の女房を受け入れた家の持高は、一石余から

十一石余にわたっている。そのため、特定の階層だけが遠隔地から配偶者を迎えていたとはいえない。

越後国出身の女性を配偶者として迎えた家を鴉巢村の「宗門改人別家別書上帳」で追跡すると、夫の結婚歴は、十例のうち四例が再婚、六例が初婚である<sup>②</sup>。夫の結婚年齢は、十八歳から四十八歳(十代:二人、二十代:三人、三十:三人、四十代:二人)にわたっている。初婚の場合、夫は二十歳前後である事例が多いが、伊八のように四十歳で結婚した事例もみられる。一方、妻の結婚年齢は、十四歳から三十七歳(十代:四人、二十代:三人、三十代:三人)と広範にわたっている。寛政二(一七九〇)年から文政二(一八一九)年までに結婚した夫婦のうち、妊孕可能年齢とされる満四九歳まで十五年以上結婚が持続した二十八組の平均最終出産年齢は、約三十五歳である。三十七歳で縁付いた蒲原郡出身の「つよ」は、縁組の時に平均最終出産年齢を超えていた。

表2、3に示した檜枝岐村、山入村、大岐村、および泥島村に嫁いだ女性の結婚年齢は、二十四歳から三十九歳(二十代:三人、三十代:三人)にわたる。「里そ」三十九歳は、二人の連れ子を伴う再婚であり、「とよ」三十五歳も、平均最終出産年齢を超えて縁付いた。遠隔地出身の入婚者には、出産を期待できない年齢に達した女性もみられた。

#### 四 縁組を仲介した仲人・媒人

南山御藏入領の六カ村への入婚者の出身地は、幕領、旗本領、新発田藩領、村上藩領、村松藩領、長岡藩領、および桑名藩領にわたっている。嫁や贅を送り出した実家の宗派は、時宗、浄土真宗、浄土真宗高田派、真言宗、および禅宗であり、実家と異なる宗派の家に縁付いた場合が少なくない。そのため、領主や宗教者が遠隔地からの縁組を仲介したとは考えにくい。

表1には、鶴巣村への入婚者の出身地に近い越後国蒲原郡に居住する仲人がのべ五人確認できる。蒲原郡に住む仲人が記録されている場合は、労働移動などを契機に鶴巣村周辺に来ていた越後国出身の女性の縁組を「宗門改人別家別書上帳」に登録する手続きに必要な書類を整えるために、形式的に仲人を立てたのではなく、蒲原郡に住む仲人が、実際に鶴巣村への縁組を仲介したとみられる(図1)。

史料二十一に「数年来出入商人」、史料二十二に「数年来当国<sup>出</sup>出入商人」と記されている蒲原郡三條の又左衛門と史料十九に「数年当国出入之商人」と記されている蒲原郡石上村の五左衛門は、五年間に二度ずつ仲人を務めている。史料二十四に「越国<sup>商</sup>罷越候」と記されている鶴巣村の利右衛門も仲人を務めている。越後国蒲原郡・古志郡の女性と鶴巣村の百姓との縁組を仲介した仲人の少なくとも半数は、越後国と南山御藏入領を往来する商人であった。

#### 十八・十九世紀の他国から会津・南山御藏入領への縁組手続きに関わる史料

史料九の会津郡田嶋町・彦左衛門は、天保十(一八三九)年に下野国塩谷郡上三依村の「とよ」が山入村から直線距離で約三五キロメートル離れているため、「宗門改人別家別書上帳」への登録手続きに必要な書類を整えるために、形式的に仲人を立てたのではなく、彦左衛門が実際に上三依村との縁組を仲介したとみられる(図1)。

史料十一の大沼郡小栗山村・佐兵衛は、安政六(一八五九)年、

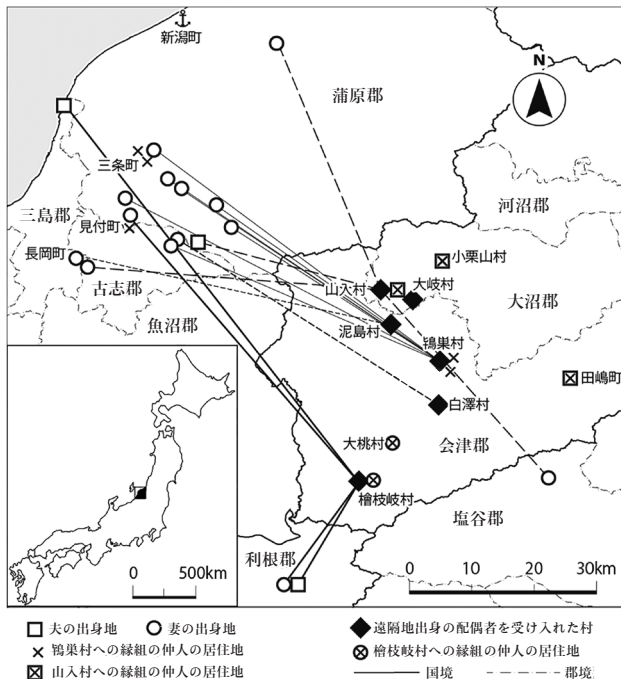


図1 他国から南山御藏入領6カ村への遠方婚(18世紀末から19世紀中期) 翻刻史料1~39にもとづいて、筆者が作成した。

越後国寿美曾村の「里そ」と大沼郡大岐村の卯之次との縁組の仲人を務めた。「里そ」の兄源蔵が、「同国大石組小栗山村佐兵衛殿仲人被成下、当人ハ勿論私共まで示談之上、約定仕候處、相違無御座候」と記しているため、佐兵衛は小栗山村から越後国まで足を運んで縁談を進めたと推測できる。

史料十四、十五によれば、上野国利根郡土出村の「きせ」が檜枝岐村の三石衛門嫁に縁付く「媒人」を会津郡大桃村の藤兵衛が務めている。史料十六は、大桃村の藤兵衛を「仲人」と記しているため、仲人と媒人は同義である。

## 五 長岡藩士の娘の縁組

天保二（一八三一）年三月十六日付の史料五は、山内武次左衛門が、二月六日に仲人である会津郡山人村鮭立の大竹門左衛門と繁蔵から祝金五両を受け取り、娘「むら」と会津郡泥島村の徳次左衛門との縁組を承認した仮証文である。「長岡家中」と自署しているため、山内武次左衛門は長岡藩士である可能性が高い。追而書で、天保二年夏までに寺切証文を添えて、縁組願書を送付することを仲人の大竹門左衛門に約している。武家の娘が南山御蔵入領の百姓に嫁ぐ場合、当主が分限送状（村役人送状）にあたる縁組願書に寺切証文を添えて仲人を介して、嫁ぎ先の村に送り、「宗門改人別家別書

上帳」への登録手続きを始めたとみられる。

徳次左衛門から山内武次左衛門に贈られた五両の祝金は、現在の結納金に当る縁組祝金とみられる。越後国の女性が南山御蔵入領に縁付く場合、縁組祝金の相場は五、六両であった（川口、二〇一八）。史料五の文面から、縁組祝金も仲人を介して渡されたとみられる。そのため、「むら」と徳次左衛門は面識がなく、史料の作成された天保二年三月十六日以降、「むら」は親である山内武次左衛門が決めた縁組にしたがって、長岡町から泥島村に移動したと推測される。

仲人の一人である大竹門左衛門は、鎌倉時代から十六世紀末まで南山御蔵入領西部の金山谷かなやまたにと伊北郷いほくごうを治めた山ノ内家の旧譜代を自称する山人村鮭立の名主である。伊達政宗に所領を追われた山内刑部大輔氏勝の一族は、会津・越後国境付近に土着した（入広瀬村教育委員会、一九七九、一七一頁）。南山御蔵入領、越後国蒲原郡・古志郡・魚沼郡に住む山ノ内家家来衆には、名主、口留番所番人、大庄屋、割元、肝煎、庄屋、組頭など、村役人を世襲する家も多かった（川口、二〇一五）。大竹家と同様、山ノ内家旧譜代を称する叶津村名主と叶津口留番所番人を世襲した長谷部忠右衛門は、文化元（一八〇四）年、越後国からの移住者引き入れを田嶋陣屋に建議して、他邦者引入任役に任命され、三代にわたり、越後国から多くの女性を引き入れ、南山御蔵入領の村々に縁付かせた

(Kawaguchi, 1997)。

山ノ内氏勝から七代目の会津藩士、山ノ内藤太夫俊温<sup>七のぶ</sup>(二十二歳)は、寛政十(一七九八)年八月、越後国蒲原郡下大浦村にある山ノ内氏勝の墓に参り、延命寺と三大寺に参詣した。俊温には、金山谷や伊北郷に住む大竹門蔵(三十二歳)、長谷部忠右衛門(四十三歳)ほか山ノ内家譜代十五人が随行し、越後国に住む山ノ内家来五十人以上が、俊温の御機嫌伺いに伺候した。八代目の治部泰通は文政十(一八二七)年七月に三大寺墓参を行い、九代目の山ノ内大学知通は、天保十一(一八四〇)年九月に三大寺で氏勝没後二百年忌の法要を営んでいる(布沢、一九八八・六一頁、九四・九五頁)。越後国に住む山内家家臣との人脈のなかで、長谷部家は三代に亘り、越後国から多数の移住者を引き入れたとみられる(川口、二〇一五)。

史料五の山内武次左衛門も、山ノ内家の連枝であったと仮定すれば、越後国に住む山ノ内家家来衆との連絡に当たった大竹門左衛門が、縁組の仲人を務めた背景も理解しやすいのではなからうか。

## 六 大工稼ぎを契機とした縁組

史料十二で檜枝岐村の新兵衛は、嘉永五(一八五二)年九月に越後国三嶋郡間瀬村の医師松仙の伴太兵衛(四十一歳)を婿養子に迎

えることを内約して、田嶋役所に縁組を願ひ出ている。太兵衛は、檜枝岐村に数年間、出入りしていた大工である。そのため、太兵衛は、仲人である檜枝岐村の佐内が仲介して、縁組を契機に間瀬村から檜枝岐村に縁付いたのではなく、大工として檜枝岐村に出入りしている間に、新兵衛の娘と「枢機」な縁で結ばれたとみられる。

間瀬村を含む日本海沿岸の村々から多数の人々が、会津領や南山御蔵入領に大工稼ぎに来ていたことは、大工の名前や居住地が書かれた寺社や住宅の棟札などによって知られている(小澤弘道、二〇〇三など)。新発田藩が会津街道の藩境近くに設けた山内番所を通過して会津に入った旅人は、天保七(一八三六)年一月から二月末までに七百人を超えた。このうち六割が西蒲原の沿岸地域の村々出身者であり、三人から四十六人からなる間瀬村の集団も九組、含まれている(中村、二〇一〇、一三六頁)。新発田市立歴史図書館架蔵の「山内御番所日記」には、西蒲原から会津をめざした大工集団が、天保二(一八三一)年から慶応四(一八六八)年まで記録されている。

太兵衛の縁組は、越後国から他所稼ぎに来た大工、木挽き、手間取りなどが、南山御蔵入領の村々に縁付いた事例の一つとみられる。仲人などの仲介で、縁組祝金を受け取った親が決めた縁組と異なり、遠隔地への労働移動を契機とした縁組のなかには、太兵衛のように「枢機」な縁で結ばれた事例も少なくなかったとみられる。

おわりに

本稿では、陸奥国会津郡古町組鶴巢村の馬場家文書、檜枝岐村文書、および大沼郡大塩組山入村の大竹家文書を素材として、他国から南山御蔵入領への縁組手続きに関わる史料を翻刻して、江戸時代後期の遠方婚の実態を復原した。

翻刻史料のうち、遠隔地出身の嫁や贅を南山御蔵入領の「宗門改人別家別書上帳」に登録するために必要な寺送状（旦那寺送状）、分限送状（村役人送状）、縁組願書、縁組差図書が確認できる最古の史料は、文化七（一八一〇）年の史料十八、十九、二十である。現段階では、文化二（一八〇五）年に会津藩田嶋陣屋が、他国から引き入れた移住者の縁組手続きを整備した時点で、他国からの縁組手続きも確立したと考えている。今後、文化七（一八一〇）年以前に作成された他国からの縁組手続きに関わる史料の発見に努め、南山御蔵入領内に住む者同士の縁組手続きとの異同を確認したい。

遠隔地出身の配偶者を受け入れていたのは、前稿で検討した会津郡鶴巢村だけではなく。隔絶山村の代表的事例と位置づけられることの多い会津郡檜枝岐村、文化六（一八〇九）年に成立した『新編会津風土記』に家数七軒と記録されている大沼郡大岐村のほかに、会津郡泥島村・白澤村、大沼郡山入村でも、十八世紀末から十九世紀前半に越後国、上野国、下野国から主として女性を配偶者として迎えてい

た。六カ村ともに、越後国出身の嫁を受け入れたのである。

十九世紀前半に隣国から南山御蔵入領への遠方婚を仲介したのは、領主や宗教者ではなく仲人・媒人であった。翻刻史料によって、仲人・媒人のなかに、越後国と会津を出入りする商人の後姿を捉えることができた。

越後国から南山御蔵入領に嫁いだ女性は、百姓の娘だけではない。史料五で「長岡家中」を称する山内武次左衛門は、五両の縁組祝金を受け取り、娘「むら」と会津郡泥島村の徳次左衛門との縁談を進めていた。仲人である山ノ内家譜代を称する大沼郡山入村の大竹門左衛門との関係に接近するためにも、山内武次左衛門の家譜の発見に努めたい。

一方、史料十二のように、越後国からの大工稼ぎを契機として檜枝岐村に縁付いた事例も確認できる。遠隔地からの労働移動を契機とする婚姻については、南山御蔵入領における末端消費と生産活動の動向を視野に入れた別稿を準備中である。

翻刻史料から復原した遠隔地出身の配偶者のなかには、出産を期待できない年齢に差し掛かった女性もみられた。十九世紀前半に南山御蔵入領の百姓が遠隔地から配偶者を迎えた意図が、縁組願書に記されている「老軒之御百姓相續」することにあっただのか、引き続き検討したい。十九世紀初頭、南山御蔵入領では総人口が底を打つ一方で、末端消費の拡大と生産活動の活性化をとまなう地域変化の

兆しが顕れた。山中の村々は、他国から女性を受け入れ、人口回復への道程を自ら選択したとみられる。

〔謝辞〕 筆者は、福島県歴史資料館、金山町教育委員会、および史料所有者の皆様の御厚情により、貴重な史料の閲覧・複写を許された。筆者の怠慢により、史料の翻刻・紹介が、今になってしまったことをお詫びするとともに、改めてその学恩に深謝したい。会津街道の藩境付近に新発田藩が設けた山内番所の番所日記の撮影を許された新発田市立歴史図書館にも感謝したい。翻刻にあたり、東昇先生、花田卓司先生、鈴木明子先生にご教示いただいた。

## 注

- (1) 南山御入領に位置する自治体などには、婚姻移動に関して閉鎖性を強調した以下のような記述が多い。
- ・「通婚範囲は伊南川の上流と下流、一里くらいの範囲である。」(会津民俗研究会、一九七二、二四四頁)。
  - ・「本村は山深い隔絶村であったため、部落婚を主体としていたことは考えられる。」(中略)「それでも部落婚が大部分なので血族婚になりやすく、いとこ同士の結婚は珍しくなかった」(檜枝岐村、一九七〇、三六五頁)。
  - ・「また婚姻の形態にも、古風な村内婚から、のちに一般化した村外婚までの範囲の拡大と、嫁入り婚から出合い婚にいたる変化過程があり、嫁入り婚・足入れ婚・嫁入り婚の類型も著しい変容がみられる。」(中略)「同一部落内の婚姻を部落婚といい、他部落の住民とのそれを遠方婚とした。これも時代を追って遠方婚が支配的となった。」(石川編、一九七七、一六八頁、一七八頁)。

## 十八・十九世紀の他国から会津・南山御蔵入領への縁組手続きに関わる史料

・「昔は交際範囲が限られており、同じ職業内か集落内結婚が多かった。特に、交通の不便な山間地では、部落内婚が多く、長い間繰り返されているうちに、近親血族結婚となり、その弊害もみられた。」(下郷町史編纂委員会、一九八二、四〇四頁)。

・「昭和三十年頃までは石伏地区内での結婚が多く、(中略)；他地区との通婚は寄岩・小川・榎戸地区との交流が多かった。」(只見町文化財石伏集落調査委員会、一九八四、四〇六頁)。

- (2) 江戸時代における人口分析システム(DANJURO Ver.5.0)を構成する「宗門改帳」分析システムの「宗門改帳」古文書画像データベースの検索結果である。(二〇一八年九月二十五日検索 <http://kawaguchi.todukayama-u.ac.jp>)

## 参考文献

- ・会津民俗研究会(一九七二)『奥会津南郷村の民俗』南郷村教育委員会。
- ・石川純一郎編(一九七七)『田島町史 第四巻 民俗編』歴史春秋社。
- ・入広瀬村教育委員会(一九七九)『越後入廣瀬村編年史(中世編)』入廣瀬村。
- ・小澤弘道(二〇〇三)『住まいと暮らし』歴史春秋社。
- ・Kawaguchi, Hiroshi, 1997, Population Increase Policy after the 1783 Great Famine in Northeastern Tokugawa Japan, *Annales de Démographie Historique*, 1996, pp.151-168.
- ・川口洋(二〇〇五)「十九世紀初頭の会津・南山御蔵入領における他邦者引入人任役の動向」史境、第五〇号、一七三-一七七頁。
- ・川口洋(二〇一五)「十九世紀初頭の奥会津地方における移住者引き入れ—人口増加策からみた地域変化—」落合恵美子編著『徳川日本の家族と地域性—歴史人口学との対話—』ネルヴァ書房、一二五-一五一頁。
- ・川口洋(二〇一七)「十九世紀の越後国から陸奥国への遠方婚からみた地域変化」比較家族史学会監修『家族史研究の最前線② 出会いと結婚』日本経済評論社、二五三-二八九頁。
- ・川口洋(二〇一八)「史料紹介・翻刻 渡部四郎右衛門廣稠(控)「越国者引入方一巻帳」」帝塚山大学文学部紀要、第三九号、六五-八九頁。
- ・下郷町史編纂委員会(一九八二)『下郷町史 第五巻 民俗編』歴史春秋社。

十八・十九世紀の他国から会津・南山御藏入領への縁組手続きに関わる史料

- ・只見町文化財石伏集落調査委員会（一九八四）『奥会津石伏の歴史と民俗』歴史春秋社。
- ・中村義隆（二〇一〇）『割地慣行と他所稼ぎ』刀水書房。
- ・布沢忠夫（一九八八）『会津横田 山ノ内一党史研究ノート』北日本プロセス。
- ・檜枝岐村（一九七〇）『檜枝岐村史』。
- ・福島県教育委員会（一九八二）『福島県文化財調査報告書 第100集 福島県古文書緊急調査報告』—長谷部家文書・檜枝岐村文書・馬場家文書—。
- ・福島県文化センター（一九八四）『歴史資料館収蔵資料目録 第13集 県内諸家寄託文書〔X〕』。

十八・十九世紀の他国から会津・南山御藏入領への縁組手続きに関わる史料 翻刻

凡例

- ・原文の表記は、原則として、漢字は常用漢字を、仮名は通行の字体を用いた。ただし、常用漢字以外の文字、「江」、「而」、「者」、「ゐ」、「ろ」、「ゞ」、「登」、「与」、「連」、「加」、「茂」、「和」、「屋」、「寿」、「俱」、「里」は、原文どおりとした。
- ・押印されている場合には「㊦」、印という文字が書かれている場合には「印」と表記した。
- ・読解の便を考慮して、句読点を付した。

翻刻

【史料一】金山町教育委員会架蔵、大竹門三家文書、「寛政八年三月廿二日、宗旨切證文之事」

宗旨切證文之事

一、其御地勘右衛門智久助儀、生所越後国古志郡長岡領柄尾組本所村嘉右衛門次男<sub>二</sub>眞言宗<sub>一</sub>拙寺旦那<sub>二</sub>紛無御座候。今般縁付寺替相願候<sub>二</sub>付、任其送候。以後何宗<sub>二</sub>罷成候共、拙寺構無御座候間、其御所御政事次第宗帳<sub>二</sub>御請可被成候。為後日、宗旨切證文仍<sub>二</sub>如件<sub>一</sub>。

越後国古志郡上塩村

花蔵院 ㊦

寛政八丙辰年三月廿二日  
若松御領伊方谷  
山中村 御役人中

【史料二】金山町教育委員会架蔵、大竹門三家文書、「文政九年二月、所請状之事」

所請状之事

一、當村百姓半右衛門妹なよ義、當戌三拾才<sub>二</sub>罷成、代々浄土宗<sub>二</sub>當國<sub>一</sub>



御料下条村浄泉寺檀那<sup>ニ</sup>御座候処、

離檀一札を以、其御村方御百姓源次郎方<sup>江</sup>

縁付願出候<sup>ニ</sup>付、當村人別御改帳

差除申候間、其御地御帳面御書

載可被下候。則離檀一札写<sup>シ</sup>差添

申候。為後日、所請状依<sup>而</sup>如件。

越後国蒲原郡

溝口伯耆守領分上駒林村

名主 市郎右衛門 ⑩

奥州會津御藏入

大塩組山入村鮭立

名主 大竹門左衛門殿

【史料三】金山町教育委員会架蔵、大竹門三家文書、「文政九年二

月、切手一札之事」

切手一札之事

一、其方妹なよ義、當戌三拾貳才<sup>ニ</sup>

罷成、代々浄土宗旨<sup>ニ</sup>而拙寺檀那<sup>ニ</sup>

相違無之候。然<sup>ル</sup>所、今般奥州會津

御藏入大塩組山入村源次郎方<sup>江</sup>

縁付候<sup>ニ</sup>付、離檀願出候<sup>ニ</sup>付、切手差

遣申候。依之、万一歸國之節ハ拙寺

檀那<sup>ニ</sup>粉<sup>連</sup>無御座候。為後證之、寺

切手一札依<sup>而</sup>如件。

越後国蒲原郡

御料下条村

浄土宗 浄泉寺 印

文政九年戌年二月

半右衛門殿

前書之通本紙此方<sup>ニ</sup>預<sup>リ</sup>置写<sup>シ</sup>

差遣<sup>シ</sup>申候。以上。

越後国蒲原郡

溝口伯耆守領分上駒林村

名主 市郎右衛門 ⑩

奥州會津御藏入

大塩組山入村鮭立

名主 大竹門左衛門殿

【史料四】金山町教育委員会架蔵、大竹門三家文書、「文政十三年七

月、宗旨切證文之事」

宗旨切證文之事

一、当城下幸助娘ち加義、宗旨之儀<sup>者</sup>

十八・十九世紀の他国から会津・南山御藏入領への縁組手続きに関わる史料

十八・十九世紀の他国から会津・南山御蔵入領への縁組手続きに関わる史料

代々禪宗<sup>ニ</sup>而<sup>ニ</sup>拙寺檀家<sup>ニ</sup>御座候處、

此度縁付、依願宗旨切證文差遣

申候。已後何方何寺之檀家<sup>ニ</sup>相成

候共、少<sup>茂</sup>構無御座候。為其、宗旨

切證文仍<sup>而</sup>如件。

越後長岡城下

文政十三寅年七月

禪宗 安善寺

㊦

宗門御奉行所

【史料五】金山町教育委員会架蔵、大竹門三家文書、「天保二年三月

十六日、指出申書札之事」

指出申書札之事

私娘むら登申、黒谷組泥島村徳次左衛門殿

新郎<sup>ニ</sup>而<sup>ニ</sup>仲人大竹殿鮭立村繁蔵殿<sup>ニ</sup>而<sup>ニ</sup>祝金五兩

仲人<sup>を</sup>以当二月六日内縁組被相調候由、

承知仕候。御双方様御世話之段与力、

辱奉存候。追<sup>而</sup>願書相達寺切

證文相添可指申候。先<sup>を</sup>加り證文として

為後日、如件。

長岡家中

天保二卯年三月十六日

山内武次左衛門

㊦

大竹門左衛門殿

前書之通夏中迄<sup>ニ</sup>寺證文相添

本書文指遣し可申候。以上。

【史料六】金山町教育委員会架蔵、大竹門三家文書、「天保二年六

月、宗旨切證文之事」

宗旨切證文之事

一、当町多左衛門娘とふ儀、宗旨之儀<sup>者</sup>

代々東浄土真宗<sup>ニ</sup>而<sup>ニ</sup>拙寺檀那紛<sup>連</sup>

無御座候處、此度會津山入村<sup>江</sup>

縁付、依願宗旨切證文差遣し、

以後何方何寺之旦那相成候共、

少<sup>茂</sup>構無御座候。為其、宗旨

切證文仍<sup>而</sup>如件。

越後国長岡領福嶋村

天保二年六月

東浄土真宗 長福寺

㊦

會津御預所 御役所

【史料七】金山町教育委員会架蔵、大竹門三家文書、「天保二年七

月、所請状之事」

所請状之事

一、當村太左衛門娘とふ儀、当卯年式拾五歳<sup>二</sup>

罷成、代々東浄土真宗同領分北組福島村

長福寺檀那<sup>二</sup>御座候処、其御村不動寺殿<sup>五</sup>

縁付願出候<sup>二</sup>付、當村人別御改帳指除

申候間、其御地御帳面御書上可被下候。

為後日、所請状仍<sup>而</sup>如件。

牧野備前守領分

越後国古志郡上組宮ヶ原村

天保二卯年七月

組頭 三太左衛門 ④  
庄屋 川嶋六左衛門 ④

會津御藏入大塩組

山入村名主 大竹門左衛門殿

【史料八】金山町教育委員会架蔵、大竹門三家文書、「天保二年十一

月、縁組差函書」

一、大塩組山入村醫師一節<sup>与</sup>

申者妻<sup>二</sup>越後国蒲原郡村

松領棚鱗村仙右衛門<sup>与</sup>申者

娘縁組申合候由。

一、同組同村修験不動寺嫁<sup>二</sup>

同国古志郡上組宮原村多

左衛門<sup>与</sup>申者娘右同断。

一、同組同村無跡屋寿命跡<sup>二</sup>

同国村松領荒沢村七助

<sup>与</sup>申者伴<sup>与</sup>八夫婦<sup>并</sup>男子

共々<sup>ノ</sup>三人右同断。

右条々願出被達候。任

願候条、此旨御申聞可有之候。以上。

十一月廿六日 御藏入役所

右之通申来候条、令承知

可申聞候事。

十一月廿八日 御代官所

大塩組触繼名主

小沼唯八方へ

【史料九】金山町教育委員会架蔵、大竹門三家文書、「天保十年二

月、宗旨送り之事」

宗旨送り之事

一、女老入

右者当村彦右衛門妹、田嶋町彦左衛門殿仲人<sup>二</sup>

其御件妻<sup>二</sup>縁付参<sup>り</sup>候<sup>二</sup>付、当亥宗旨改

此方相除<sup>キ</sup>候間、其御件<sup>二</sup>而御書載可被成候。尤

十八・十九世紀の他国から会津・南山御藏入領への縁組手続きに関わる史料

切支丹類族ニ無御座候。依<sub>而</sub>宗旨送<sub>り</sub>如此  
御受御報ニ得其意<sub>ヲ</sub>度候。以上。

野州塩谷郡上三依村名主

天保十年亥二月

庄右衛門 ㊦

奥州會津郡鮭立村名主

榮助殿へ

【史料十一】金山町教育委員会架蔵、大竹門三家文書、「安政六年十

月十七日、差出申縁談定書之事」

差出申縁談定書之事

一、越後国柏崎御代官青山九八兵衛様御領

所寿美曾村名主大口屋傳兵衛殿御百姓

源藏妹里そ年三十九才并<sub>ニ</sub>女子壹人年四才、

此度奥州會津御蔵入大塩組大岐村卯之次

女房<sub>ニ</sub>同国大石組小栗山村佐兵衛殿仲人被成下

当人ハ勿論私共まで示談之上、約定仕候處、

相違無御座候。尤りそ義、一旦縁組仕子共迄<sub>も</sub>

数多<sub>ク</sub>持候得<sub>とも</sub>、右縁付候夫病死仕、外<sub>ニ</sub>子供

式人是又脇方へ養子<sub>ニ</sub>遣し、当時小兒壹人

召連、都合式人御引請被<sub>レ</sub>下置候様<sub>ニ</sub>約定仕候。

尤右女<sub>ニ</sub>おゐて脇方より故障之筋聞<sub>ら</sub>

無御座候。若又故障之義出来候<sub>ハ</sub>貴

殿方御苦勞相掛ケ申まし俱候。依

之定証文相渡申候處如件。

安政六年未ノ十月十七日

越後国寿<sub>ミ</sub>そ村

源藏 ㊦

【史料十】金山町教育委員会架蔵、大竹門三家文書、「天保十年二

月、宗門送<sub>り</sub>状事」

宗門送<sub>り</sub>状事

一、女壹人

とよ とし 三十五才

右者當村彦右衛門妹、代々真言宗拙寺

旦那<sub>ニ</sub>紛無御座候処、奥州會津郡鮭立村

榮助殿女房<sub>ニ</sub>差遣<sub>シ</sub>申候。貴寺様以御沙

法旦那<sub>ニ</sub>御加<sub>上</sub>可被<sub>レ</sub>下候。宗門送<sub>り</sub>状仍<sub>而</sub>

如件。

天保十年亥二月

下野塩谷郡上三依村

真言宗 灌泉寺 ㊦

奥州會津郡横田村

松前寺様

會津御蔵入大岐村

清左衛門殿

同 小栗山村

佐兵衛殿

百姓代 藤左衛門  
組頭 弥三郎  
名主 星 縫殿之助

【史料十二】福島県歴史資料館架蔵、檜枝岐村文書、一四八

乍恐以書付奉願上候

越後国三嶋郡間瀬村

任願候事(付箋)

醫師 松仙倅

太兵衛 年四十壹

【史料十三】福島県歴史資料館架蔵、檜枝岐村文書、一二六

右者古町組檜枝岐村百姓新兵衛と申者智養子三同村佐内仲人二面、

貫申度内縁申合置候所、右太兵衛義大工職二面数年出入樞機之者二

御座候付、生国右分限送受取申候間、厚以 御勘弁分限引入

被仰付被下置度奉願上候。以上。

上州利根郡土出村

一、私養男勇藏儀、其御村佐和次殿

初右衛門養女

みゑ とし 式十六

依前送り一札如件。 文久元年酉ノ十月日 上州土出村 繁次郎

右者檜枝岐村百姓三右衛門姫三同村里七仲人二面、貫申度内縁申

合候付、國元右分限送受取申候間、厚以 御勘弁分限引入

被仰付被下置度奉願上候。以上。

古町組檜枝岐村願人

會津檜枝岐村 星縫殿之助様

嘉永五子年九月

新兵衛 三右衛門

【史料十四】福島県歴史資料館架蔵、檜枝岐村文書、一二八

同断 三右衛門

送一札之事

十八・十九世紀の他国から会津・南山御蔵入領への縁組手続きに関わる史料

十八・十九世紀の他国から会津・南山御蔵入領への縁組手続きに関わる史料

一、私養女とせ義、当卯年式十四、会津大桃村藤兵衛殿

媒人<sub>二</sub>而其御村三右衛門姫<sub>三</sub>呉渡申候処実正<sub>二</sub>御座候。

然上<sub>者</sub>其御村宗門人別<sub>三</sub>御加入可被下候。為後日、送一札

依<sub>而</sub>如件。

上野国利根郡土出村

慶應三卯年十月

名主 五郎左衛門

檜枝岐村 御名主様

【史料十五】福島県歴史資料館架蔵、檜枝岐村文書、一二七

送一札之事

一、私養女とせ義、当卯年大桃村藤兵衛殿媒人<sub>二</sub>而、

其御村三右衛門姫<sub>三</sub>呉渡申候所実正<sub>二</sub>御座候。

然<sub>上</sub>其御村宗門人別<sub>三</sub>御加入可被下候。為後日、送<sub>り</sub>

一札仍<sub>而</sub>如件。

上州利根郡土出村

慶應三卯年十月

名主 五郎左衛門

檜枝岐村 御役人様

外<sub>二</sub>寺送<sub>り</sub>大圓寺

【史料十六】福島県歴史資料館架蔵、檜枝岐村文書、一二二

宗旨切手形之事

上州利根郡土出村五郎左衛門養女とせ義、此度知縁を以、

会津大桃村藤兵衛仲人<sub>三</sub>而、其御村三右衛門姫<sub>三</sub>遣候<sub>二</sub>付、

此方宗旨相除遣申候。此者御法度之宗門<sub>二</sub>無御座候。

右宗旨切手形依<sub>而</sub>如件。

土出村

慶應三卯年十月

禪宗 大圓寺

檜枝岐村

御役人中

【史料十七】福島県歴史資料館架蔵、檜枝岐村文書、一四六

南山御蔵入古町組松枝岐村

三之助妻<sub>三</sub>越後國村松領見付町

間五郎娘内縁申合被仰付

被下置度由、申出被達候。任願候

条、此旨御申聞可在之候。

二月 御蔵入役所

右之通申来候条、令承知可

申聞候事。

二月五日

御代官所

酒井長右衛門方へ

【史料十八】福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書、二五七

指出申寺送一札之事

一、拙寺旦那仁平次娘つよと申者

宗旨代々浄土真宗ニ紛無御座候。

然處此度、其御地鴉巢村傳助

女房ニ縁組中ニ付、此方帳面相除キ

候間、貴寺宗門ニ御加、可被成候。尤

御法度之類族ニも無御座候。

為後日、寺送リ状依如件。

文化七年七月十六日

燕町 浄土真宗

専養寺 ㊦

會津郡宮床村

浄土宗高田流

安照寺殿

【史料十九】福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書、三〇〇

乍恐以書付奉願上候

一、高何石何斗 傳助 年何拾

父傳右衛門 年何十

式人男

右者当村傳助義、無妻ニ而

御百姓ニ差支申ニ付、此度、

知縁を以、越後国何之

御領分栗林村何右衛門

妹は津と申者、同国

石上村五左衛門と申

数年当国出入之商人

仲人を以、傳助女房ニ

縁組仕候筈ニ内約速

仕、則先方村役人

旦那寺兩送状奉

入御俵ニ候間、縁組

被仰付被下置度奉願上候。

尤此女御法度之宗門

ニ義無御座候ニ付、右奉願候

通、早速縁組被仰付被下置候ハハ、

老軒之百姓相續ニ罷成、

難有仕合ニ可奉存候。以上。

鴉巢村願人 傳助

五人組

三役

御代官様

月日

十八・十九世紀の他国から会津・南山御蔵入領への縁組手続きに関わる史料

【史料二十】 福島県歴史資料館架蔵、馬場 新家文書、二四五

古町組鶴巢村百姓傳助

女房<sup>ニ</sup>村上領栗林村仁平治

娘つよと申者貫度よし、

先方分限送添願書被達候。

御会所へ達之上、被任願候。此旨

可被申聞候。已上。

十月朔日

田嶋陣屋

西村作治殿へ

別紙之通申来候条、令

承知可申聞候事

十月五日 御代官所

古町組触繼名主

治左衛門方へ

た、し寺分限送共<sup>ニ</sup>兩状<sup>ノ</sup>被下<sup>ケ</sup>

候間、村方へ可被渡候事。

【史料二十一】 福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書、三〇二

乍恐以書付奉願上候

一、高三石七斗七升壹合

定右衛門 年六十

女房 とし五十四

女子きち とし廿八

男子繁治 とし十八

四人内男式人 女式人

右者当村定右衛門伴繁治義、無妻<sup>ニ</sup>御百姓差支

申候処、兼<sup>ニ</sup>樞機在之候<sup>ニ</sup>付、越後国村松御領分棚

鱗村仙右衛門娘<sup>ニ</sup>と申者、同国三條又右衛門と申者数

年来出入商人仲人<sup>ニ</sup>、繁治女房貫候答内約

速仕、則先方村役人旦那寺兩送状奉入御俛<sup>ニ</sup>

候間、縁組被仰付被下置度奉願上候。尤此女御法

度宗門<sup>ニ</sup>無御座候<sup>ニ</sup>付、右奉願上候通、早速縁

組被仰付被下置候<sup>ニ</sup>、壹軒之御百姓相續<sup>ニ</sup>罷成

難有仕合可奉存候。以上。

鶴巢村願人 定右衛門

同村五人組 孫四郎

文化十年 同村百姓代 助左衛門

酉八月 同村組頭 喜兵衛

同村名主 忠右衛門

御代官様

【史料二十二】 福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書、三一四



乍恐以書付奉願上候

一、高三石七斗七升壹合 貞右衛門 年六十

女房 とし五十四

女子きち とし廿八

男子繁治 とし十八

四人内男貳人 女貳人

右者当村貞右衛門伴繁治義、無妻御百姓

差支申付、此度知縁を以、越後国村松御

領分棚鱗村仙右衛門娘ミと申者、同圀

三條又右衛門と申者、数年来当圀出入

商人仲人を以繁治女房縁組仕候筈内

約速仕、則先方村役人旦那寺両送状

奉入御俛候間、縁組被仰付被下置度奉願

上候。尤此女御法度宗門無御座候付、右

奉願候通、早速縁組被仰付被下置候、壹軒

之御百姓相續罷成、難有仕合可奉存候。以上。

鵜巢村願人 貞右衛門

五人組 孫四郎

西八月 百姓代 助左衛門

組頭 喜兵衛

御代官様 名主 忠右衛門

【史料二十三】福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書、三〇三

乍恐以書付奉願上候

一、高五石貳升八合 定吉 年四十四

男子作治 とし廿八

二男宅治 とし十九

三人男

右者当村定吉伴作治義、是迄無妻御百姓

差支申出、兼枢機在之候付、越後国村松御領

分棚鱗村藤助娘いつ申者当村利右衛門仲人

右作治女房貫候筈約速仕、則先方村役

人旦那寺両送状奉御俛入候間、縁組被仰

付被下置度奉願上候。尤此女御法度宗

門無御座候付、右奉願上候通、早速縁組被

仰付被下置候、壹軒之御百姓相

續罷成、難有仕合可奉存候。以上。

鵜巢村 願主 定吉

文化十年酉八月 五人組 久右衛門

組頭 喜兵衛

百姓代 助左衛門

名主 忠右衛門

【史料二十四】福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書、三〇四

乍恐以書付奉願上候

一、高五石式升八合

貞吉 年四十四

作治 とし廿三

宅治 とし十九

三人男

右者当村貞吉伴作治義、是迄無妻<sup>而</sup>御百姓

差支申<sup>二</sup>付、此度知縁を以、越国村松御領分棚

鱗村藤助妹いつと申者、当村利右衛門と申者

越国<sup>へ</sup>商<sup>二</sup>罷越候節仲人を以、作治女房縁組

仕筈<sup>二</sup>内約速仕、則先方村役人旦那寺

両送状奉御俛<sup>二</sup>入候間、縁組被仰付被下置

度奉願上候。尤此女御法度宗門<sup>二</sup>無御座候

<sup>二</sup>付、右奉願上候通、早速縁組被仰付被下置

候<sup>へ</sup>志軒之御百姓相續<sup>二</sup>罷成、難有仕合可奉存候。以上。

鴉巢村 願人 貞吉

酉八月

五人組 久右衛門

百姓代 助左衛門

組頭 喜兵衛

名主 忠右衛門

御代官様

【史料二十五】福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書、二七四

差出申一札之事

一、拙寺旦那濁沢村佐五兵衛むすめとめ

<sup>与</sup>申者、此度貴圀御蔵入鴉巢村甚助伴

弥惣治方<sup>へ</sup>縁付申所、此後何圀之旦那<sup>二</sup>

罷成候得共、拙寺<sup>二</sup>おいて何程無御座候。為後

日之、切証文依<sup>而</sup>如件。

文化十一年戊午

越後下田午野尾村

常福寺 ㊦

會津宮床村

安照寺様

【史料二十六】福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書、二六六

差出申手形之事

一、当村百姓理助娘ねんとし十九、此度石上村

五左衛門仲人<sup>ヲ</sup>以、其御村源右衛門孫勘治女房<sup>二</sup>

縁組仕候<sup>二</sup>付、此方宗門御帳面相除候間、

其御村宗門御改帳<sup>へ</sup>御書加<sup>へ</sup>可被成候。尤

此者御法度之宗門<sup>二</sup>無御座候。為後日、仍如件。

栗林村庄屋

文化十一年戊五月

新嶋田加左衛門

㊦

會津南山御藏入鴉巢村名主

馬場忠右衛門殿へ

【史料二十七】福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書、二四三

南山御藏入古町組鴉巢村

百姓源右衛門孫勘治与申者妻ニ

越後国村上御領栗林村

利助と申者娘縁組申合候間、

被仰付被下度旨願出添書を以

被達任願候。尤寺送分限送リ

相返候間、此旨共ニ御申聞可

在之候。以上。

九月廿九日 御藏入役所

長崎佐市右衛門殿へ

別紙之通申来候間、此旨令承

知可申聞候事。

九月廿九日 長崎佐市右衛門

古町組触継名主

治左衛門方へ

【史料二十八】福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書、二七六

差出申送一札之事

一、拙寺旦那仙右衛門娘そよと申者、

代々時宗拙寺檀那ニ紛無御座候處、

其御地鴉巢村孫四郎伴新藏

女房ニ縁付申ニ付、此方帳面相除候間

貴寺且中ニ御加可被成候。尤御法度之

類族ニ無御座候。為後日、寺送リ状

仍如件。

文化十三年七月日

越後国村松領時宗

蓮光寺

㊦

會津南山古町村時宗

照國寺江

【史料二十九】福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書、二七五

差出申一札之事

一、當村百姓仙右衛門娘そよ年廿四歳、

此度三條町又右衛門仲人を以、其御村方

御百姓孫四郎伴新藏女房ニ縁組仕候ニ付、

此方宗門御改帳相除候間、其御村宗門

御改帳江御書加可被成候。尤此者御法度

十八・十九世紀の他国から会津・南山御蔵入領への縁組手続きに関わる史料

宗門<sup>ニ</sup>無御座候。為後日、送状仍<sup>ニ</sup>如件。

越後国村松領棚鱗村庄屋

文化十二乙亥年九月十日

稲田新兵衛 ㊦

會津南山御蔵入鴉巢村庄屋

忠右衛門殿へ

【史料三十】福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書、二六一

差出申寺送一札之事

一、拙寺旦那弥助娘そわ<sup>与</sup>申者、宗旨之儀<sup>者</sup>

代々真言宗<sup>ニ</sup>拙寺旦那<sup>ニ</sup>紛無御座候。然處、

此度其御地鴉巢村孫四郎女房<sup>ニ</sup>縁付

申<sup>ニ</sup>付、此方帳面相除<sup>キ</sup>候間、貴寺宗門<sup>ニ</sup>

御加ひ可被成候。尤御法度之類族<sup>モ</sup>無御座候。

為後日、寺送状依<sup>ニ</sup>如件。

越後国下大浦村

文政九戌年二月

真言宗 延命寺 ㊦

會津御蔵入古町村

時宗 照国寺

【史料三十一】福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書、二六七

差出申手形之事

一、  
そ和

当戌三拾壹歳

右者当村百姓弥助娘、此度會津山日村

定藏仲人<sup>ニ</sup>其御村御百姓孫四郎女房<sup>ニ</sup>

縁組仕候<sup>ニ</sup>付、此方宗門御改帳相除候間、

其御村宗門御改帳<sup>江</sup>御書加<sup>ヘ</sup>可被成候。此者

御法度之宗門<sup>ニ</sup>無御座候。為後日、送状依<sup>ニ</sup>如件。

越後国馬場村

文政九丙戌年二月

脇立肝煎

目黒石左衛門 ㊦

會津御蔵入鴉巢村名主

馬場与八郎殿

【史料三十二】福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書、二六三

差出申寺送一札之事

一、拙寺旦那米蔵娘ふじと申者、宗旨

代々真言宗<sup>ニ</sup>紛無御座候。然<sup>ル</sup>處、

此度御地鴉巢村倉治女房<sup>ニ</sup>縁付

申<sup>ニ</sup>付、此方帳面相除候間、貴寺之

宗門<sup>ニ</sup>御加へ可被成候。尤御法度之類族

<sup>ニ</sup>無御座候。為後日、寺送状仍<sup>ニ</sup>如件。

越後国長岡領

文政十年亥年二月 下塩村真言宗 妙圓寺 ㊦  
會津御蔵入宮床村

高田宗 安照寺様

【史料三十三】福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書、二六九

差出申手形之事

ふじ 年十五才

右ハ当村百姓米蔵娘、此度其御村留治

仲人<sup>ニ</sup>御支配御百姓倉治女房<sup>ニ</sup>縁組仕候<sup>付</sup>、

貴方宗門御改帳<sup>立</sup>御書加<sup>へ</sup>可被成候。此者

御法度之宗門<sup>ニ</sup>も無御座候。為後日、

送状<sup>仍</sup>如件。

越後国長岡領

文政十亥年二月日 山屋村庄屋 久右衛門 ㊦

會津御蔵入

鶴巢村名主 馬場勇八殿

【史料三十四】福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書、二六四

差出申寺送一札之事

一、拙寺旦那村松領下大浦村権右衛門娘当

卯年拾九才ちよ<sup>与</sup>申者、代々浄土真宗<sup>ニ</sup>

紛無御座候。然<sup>ル</sup>処、此度其御地鶴巢村

熊治女房<sup>ニ</sup>縁付申<sup>付</sup>、此方帳面相除<sup>キ</sup>

候間、貴寺御宗門<sup>ニ</sup>御加<sup>へ</sup>可被成候。尤

御法度之類族<sup>ニ</sup>も無御座候。為後日之、

寺送状<sup>仍</sup>如件。

天保二卯年三月四日

越後国高崎領大崎村

浄土真宗 西福寺 ㊦

會津御蔵入宮床村

高田宗 安照寺殿

【史料三十五】福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書、二七〇

差出<sup>シ</sup>申手形之事

ちよ 年拾九才

右者当村百姓権右衛門娘ちよ、此度其

御村又四郎仲人<sup>ニ</sup>其御村御百姓熊治女房<sup>ニ</sup>縁

組仕候<sup>付</sup>、此方御改帳相除<sup>キ</sup>候間、其御村宗門

御改帳<sup>立</sup>御書加<sup>へ</sup>可被成候。此者御法度之宗門

<sup>ニ</sup>も無御座候。為後日、送状<sup>仍</sup>如件。

越後国村松領下大浦村

天保二辛卯年三月四日

肝煎 弥三兵衛 ㊦

十八・十九世紀の他国から会津・南山御蔵入領への縁組手続きに関わる史料

會津南山

右同断 佐左衛門 ㊦

御蔵入鴛巢村名主 馬場与八殿

御代官様

同 組頭 善兵衛 ㊦  
同 名主 馬場與八 ㊦

【史料三十六】福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書、三〇七

【史料三十七】福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書、二四四

乍恐、以書付奉願上候

一、高三石七斗七升壹合

熊治 歳廿二

〆 耆人男

右者当村百姓熊治義、是迄無妻<sup>ニ而</sup>御百姓差

支申候處、兼<sup>而</sup>板機有之候<sup>ニ付</sup>、越後国村松

御領分下大浦村権右衛門娘ちよ<sup>与</sup>申者、当

村又四郎仲人<sup>ニ而</sup>右熊治女房<sup>ニ</sup>貫候筈<sup>ニ</sup>内約

速仕、則先方村役人旦那寺兩送<sup>リ</sup>状相

添奉御俵<sup>ニ</sup>入候間、縁組被<sup>レ</sup>仰付被<sup>レ</sup>下置度

奉願上候。尤此者御法度宗門<sup>ニ</sup>無御座候<sup>ニ付</sup>、

右奉願上候通<sup>リ</sup>早速縁組被<sup>レ</sup>仰付被<sup>レ</sup>下置

候<sup>ハ、</sup>耆軒之御百姓相續<sup>ニ</sup>罷成、難有仕合<sup>ニ</sup>可奉

存候。以上。

鴛巢村願人 熊治 ㊦

天保二 同 五人組 平右衛門 ㊦

卯八月 同 百姓代 助左衛門 ㊦

志郡長岡領熊袋村嘉蔵

<sup>与</sup>申者娘、縁組申合候由。

一、同組鴛巢村熊治<sup>与</sup>申者

妻<sup>ニ</sup>越後国村松領下大浦村

権右衛門<sup>与</sup>申者娘右同断。

右兩条願出被<sup>レ</sup>達候。任願

候条、此旨御申聞可有之候。以上。

九月廿八日 御蔵入役所

加次屋九左衛門殿へ

右之通申来候条、令承知

可申聞候事。

九月廿八日 御代官所

古町組触繼名主

酒井長右衛門方へ

三人内男式人 女老

【史料三十八】福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書、三〇八

差出申寺送一札之事

越後村松領西新瀉村関内義、代々

高田宗<sup>ニ</sup>拙寺旦那<sup>ニ</sup>紛無御座候處、

此度妹乃や義、其御地鴉巢村伊八

女房<sup>ニ</sup>縁付申<sup>ニ</sup>付、此方帳面相除<sup>キ</sup>候間、

貴寺宗門<sup>ニ</sup>御加<sup>ハ</sup>可被成候。尤御法度之類

族<sup>ニ</sup>も無御座候。為後日、寺送<sup>リ</sup>状依<sup>テ</sup>如件。

越後国見附元町

高田宗 浄覚寺

天保三年辰七月

會津御蔵入古町村時宗

照国寺

【史料三十九】福島県歴史資料館架蔵、馬場新家文書、三〇九

乍恐以書付奉願上候

一、高三石七斗七升壹合

伊八 歳四十

内壹斗八升壹合新田

母 とし六十八

兄七右衛門 歳六十一

右者当村伊八義、是迄無妻<sup>ニ</sup>御百姓差支申候処、

兼<sup>テ</sup>樞機有之候<sup>ニ</sup>付、越後国村松御領分西新

瀉村関内妹乃や<sup>与</sup>申者、見附本町七藏

仲人<sup>ニ</sup>右伊八女房<sup>ニ</sup>貫候筈<sup>ニ</sup>内約速仕、則

相添分限引入

先方村役人旦那寺両送奉御俵<sup>キ</sup>入候間、縁

奉願上候間、引入

組被仰付被下置度奉願上候。尤此女御法度之

右願之通<sup>リ</sup>。

類族<sup>ニ</sup>も無御座候<sup>キ</sup>付、右奉願上候通、早速縁組

被仰付被下置候<sup>ハ</sup>、壹軒之御百姓相續<sup>ニ</sup>罷成、

難有仕合<sup>ニ</sup>奉存候。以上。

鴉巢村 願人 伊八

五人組 丈助

百姓代 助左衛門

組頭 徳左衛門

名主 馬場近右衛門

天保三年

辰九月

御代官様

十八・十九世紀の他国から会津・南山御蔵入領への縁組手続きに関わる史料